

瀬戸内市議場音響映像システム等更新業務 企画提案仕様書

1. 事業概要

(1) 業務名

瀬戸内市議場音響映像システム等更新業務

(2) 業務の目的

瀬戸内市（以下「本市」という。）では、議場の音響・映像機器の老朽化により、議会運営に支障をきたし始めている。また、マイク・カメラ操作を行う運用システムについて、現在それぞれ別のシステムを使用しているため、オペレーターが2名必要で非効率である。このため、本会議における円滑かつ効率的な議事運営を目的として、老朽化した機器をはじめとする各種設備を更新し、マイクとカメラを1名で操作できるよう効率的な運用システムを導入するもの。併せて議場内に大型モニター等を設置することで現在時刻や発言残時間などの視認性を高める。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

ただし、議会閉会中の令和7年4月、5月に更新作業等の業務を実施し、令和7年6月議会（参考：令和6年6月定例会の開会日 令和6年6月6日）からは更新後の機器が使用できることを希望する。更新作業等の実施については、本会議の開催に支障がないよう発注者である本市と調整すること。また、機器のテスト及び本市職員に操作研修等を実施したうえで、翌定例会の開会日から更新後の機器を使用できるよう計画すること。

(4) 履行場所

瀬戸内市役所本庁舎（岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1）

※3階 議場、執行部控室を想定

2. 事業内容

(1) 本企画提案仕様書について

本企画提案仕様書は、本業務に係るプロポーザルの内容について必要最低限の機能要件等を示すものであり、本企画提案仕様書に記載のない事項であっても、本業務の遂行のために必要となる事項についてはすべて実施すること。

なお、実際の業務実施に際しての仕様の詳細については、本業務の受託候補者として特定された者が、受託者として決定された後、本市と協議のうえ確定するものとする。

(2) 整備項目

本業務において更改する設備は次のとおりとする。

① 制御操作（運用）システム

- ・ 操作は1名体制を基本とし、専門知識のない事務局職員であっても扱いやすいシンプルで操作性に優れたシステムであり、誤操作が生じにくい工夫が施されていること。また、次の機能を有していること。

<タッチパネル>

- ア 23型以上の操作タッチパネルを本市が指示する場所へ設置すること。これはタッチパネル方式により、カメラ、マイク、テロップ、送出映像の制御の操作等がボタン1つで連動し、制御できるシステムであること。また、マイク、カメラそれぞれの機能を独立して作動させることも可能であること。
- イ アに示すカメラの制御等は、全て1筐体のシステムで制御することが可能であり、省電力及び省スペースに努め、必要な操作は全てタッチパネルで行うことが可能であること。ただし、不具合に備えて同様の操作をキーボードやマウスでも行えること。
- ウ 操作するシステムの画面には、議場の配席をイメージしたタッチパネル用ボタン、2台のカメラの映像、議会中継で配信中の映像、出席議員数、残時間等の表示機能や休憩中の映像を送出する機能を有すること。また、画面の画素数は1920×1080iに対応していること。
- エ カメラ映像の切り替えは、画面に表示された各カメラの映像又は座席ボタンをタッチすることで切り替えられること。
- オ 議会開会前、休憩中、閉会後は、事前に登録した静止画若しくは動画等にワンタッチで放映を切り替えることができること。
- カ 2つのカメラ映像を1画面に同時表示に表示できる、対面モード（左右表示）やピクチャーインピクチャーモード（ワイプ表示）の機能を有し、映像の切り替えはタッチパネルのボタン1つで可能であること。

<座席レイアウト・テロップ>

- キ タッチパネルの画面表示は、実際の議場の座席レイアウトに沿い、視覚的に見やすく操作しやすい画面表示であること。座席レイアウトは、複数パターンの設定ができ、システムを終了させる事なく簡単に切り替えができること。
- ク テロップは映像の上部及び下部に挿入が可能であること。また、文字フォントの大きさは簡単な操作で変更でき、JIS第2水準以上の文字（外字）も表記可能であること。
- ケ 議場の配席を模したボタン等の表記及びテロップ文字は容易に変更が可能であること。また、配席の位置が変更になった場合も簡単な操作で変更が可能であること。
- コ テロップ表記は任意の文字を登録若しくはその場で容易に入力することが可

能であり、また事前登録しておいた文字を選択して送出することが可能であること。その他、テロップ文字が長文になった場合はスクロールが可能であること。また外字も登録表記が可能であること。

<その他>

- サ 議会中の操作ログを記録でき、発言者、発言時間等を議会終了後、テキスト形式にて出力が可能であること。
- シ 発言残時間表示の残り時間及び終了時間に連動して、ブザー音等を自動で鳴らすことができるとともに、手動でも操作ができること。
- ス 議会インターネット配信用のエンコード機器を用意し（ソフトウェアを制御操作システムにインストールすることも可）、ビットレートの設定や映像送出・停止の指示を、簡単な操作で行うことができること。
- セ エンコーダーからは、インターネット配信サーバーにR TMPのストリームを送信すること。また、本市が別途契約を締結している議会中継配信業務を行う事業者がインターネット経由でデータを取得できるよう当該筐体内等にVOD編集用のMP 4の映像ファイルを記録できること。
- ソ 最終の出力映像を制御PC内に静止画として保存することができる「スナップショット」機能を有すること。
- タ 制御操作システムから送出する映像はフルHD画質（有効画素数1920×1080i）にて配信すること。
- チ インターネットおよび庁内地デジ網には待ち受け画面を送出しながら、議場内でのカメラ・マイク制御が可能であること。また、待ち受け画面を外部に出力している間でも、議場内のすべての映像ならびに音声を記録したMP 4録画映像ファイルを筐体内に蓄積できること。

② 音響設備（マイク機器）

- ・ 有線式マイク41台を本市が指示する場所へ設置すること。また、既設マイク（埋込型）は撤去し、開口部の補修を行うこと。なお、マイクの内訳は議長席用1台、議員席用18台、その他用22台とする。
- ・ 有線マイクは卓上据置型とし、マイクスイッチで構成されたユニットを新設すること。また、省スペースに配慮すること。
- ・ 設置するマイクは、スピーカーを内蔵し個別音量調整が可能であり、イヤホンジャックを有すること。また、将来電子採決を行うことを想定して、議長席用及び議員席用のマイクは電子投票機能（3択以上）を有すること。
- ・ 起立して発言することを前提として、適切かつ妥当なマイクの長さを選定すること（500mm以上を想定）。また、マイク部分は集音性を考慮して、可動箇所が2か所ありフレキシブルに角度を変えることができること。
- ・ 議長席のマイクは常時オンの状態が可能であること。また、議長席を含め3台以上のマイクを同時にオンの状態にできること。

- ・ 発言時にはマイク部分先端付近のランプが点灯し、発言者や職員が視覚的にマイクのオン・オフの状態を確認できること。
- ・ 音量は制御操作システムでマイクユニット毎に個別に調整できること。
- ・ 上記マイクの故障等に対応するため、ワイヤレスのハンドマイク 2 本及び充電器を用意すること。
- ・ 議場内のスピーカー等は既設の機器を使用するが、パワーアンプについては更新すること。

③ 映像設備（カメラ）

- ・ 既設のカメラを撤去し、議長席・答弁席・理事者席撮影用に 1 台、議員席撮影用に 1 台、合計 2 台の回転式HDカメラを本市が指示する場所へ設置すること。
- ・ レンズは、光学 20 倍以上のズーム機能を有すること。
- ・ プリセット位置はカメラ 1 台当たり、50 か所以上記憶できるものとする。

④ 録音・録画機器設備

- ・ ソリッドステートレコーダー及びブルーレイレコーダー（ハードディスク容量 4 TB 以上）を設置し、制御操作システム席から録音・録画や停止等の操作ができるものとする。
- ・ ソリッドステートレコーダーはUSBやSDカード等のメディアで録音が可能であること。また、どちらかのメディアの容量が一杯になった場合は、もう一方のメディアに自動で切り替わり、録音漏れを防ぐ機能を有すること。
- ・ 上記録音機器の録音漏れや、会議途中で急遽音声データが必要となる場合に備えて、SDカードに音声記録するICレコーダーを正副 2 台用意すること（ACアダプター含む）。また、記録する音声はソリッドステートレコーダーと同一のものになるよう設定すること。
- ・ 録音の開始、一時停止、再開及び停止等を職員がタッチパネルで容易に操作でき、タッチパネル上で「録音中」などの状態が視認できること。また、録音の自動開始など、操作ミスを防止する機能を有すること。

⑤ 議場内モニター

- ・ 55 型以上のテレビモニター 2 台を本会議場内に設置し、議会中継映像・現在時刻・発言残時間・出席議員数を表示できるものとする。設置場所については、理事者席及び議員席からの視認性等を考慮し、効果的な場所を提案すること。
- ・ 既存の残時間表示モニター及び時計については撤去等を行い、開口部は補修するなど議場の景観保持に配慮すること。

⑥ 議場その他設備等

- ・ 工事に含まれる全ての配線工事等は本市に帰属するものとする。配線ルートについては、敷設方法を本市と協議の上実施すること。
- ・ 電源の配線やLAN配線等については、極力目立たないように考慮すること。
- ・ 庁舎内の地デジ対応TVに配信しているため、SD画質以上の映像を分配し、既存のOFDM変換器/MR3000Xに接続すること。

⑦ 発展的要件

- ・ 本要件については、公告日現在において実施の具体的予定はないが、将来的な導入の可能性について、積極的な提案を求めるものである。次の項目について、機能を追加することの可否、また機能の追加が可能な場合にはその見積価格を提示すること。なお、当該見積価格については提案価格には含めず、別に計上すること。

ア マイクユニットで選択した電子表決の結果について、システムと連動し、議場内モニター及び議会中継映像に表示できること。また、表決の結果について氏名の表示／非表示を選択することが可能であること。

イ 市職員向けにLAN経由の庁内配信サーバーを設置する可能性を想定して、機器を追加することなく、①スの入力に使用されるSDI信号を伝送できること。

ウ 現在使用しているタブレットを利用して、資料映像などをカメラ映像としてシステムに取り込み、議場内モニター及び議会中継映像に表示できること。また、タブレットの映像を送出している間でも、議場のマイク操作が可能であること。

エ 10型以上の液晶モニターを議長席、質問席等に設置し、現在時刻・発言残時間・電子表決の結果を表示できること（金額は1台あたりの金額を提示すること）。

オ 聴覚障がい者や聞こえ方に不安がある人にも傍聴しやすい議会にするため、議場での発言を自動でテキストに変換し、字幕として議場内モニター及び議会中継映像に表示できること。また、本市が所有する携帯型ヒアリンググループ機材（HS-60）を持ち込むことを想定し、傍聴席の本市が指示する場所に機器を接続するための接続口を設けること。

カ その他、本企画提案仕様書に規定されていない機能等で、導入が望ましいと思われるもの、独自のセールスポイント、又は本市にとって有効、有益な機能等があれば提案すること。

(3) 留意事項

① 議会中継配信業務との調整

インターネット議会中継配信業務については、本市が別途契約を締結している事業者が行うことになるため、映像の出力方法等について、本仕様書で不明な場合は本市を通じて確認を行うこと。

② 既設の機器等の撤去も含むこと。ただし既設で利用できるものは本市と協議をするものとする。

③ 議場システムの操作マニュアル、管理マニュアル等を作成し、提供すること。操作マニュアルは、簡易なものと詳細なものを提供すること。また、議会事務局職員に対して、議場システムの操作及びメンテナンス等の管理方法の研修を実施すること。

- ④ 引渡しを要さない発生材等は関係法令に従い受託者の責任において処分すること。
- ⑤ 本業務の履行に伴い発生する成果物等はすべて本市に帰属するものとする。
- ⑥ 業務の総括責任者及び代行するものを置くこと。総括責任者は、業務実施中に従事者を指揮し、本市の担当者と連絡を密にし、遺漏のないように努めること。
- ⑦ 業務の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- ⑧ 本業務を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に書面で申請し、本市の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

3. 完成図書

- (1) 本業務の受託者は、業務完了時に、完成図書を1部提出すること。また、指定したファイル様式で作成した電子媒体に記録したものも納入すること。

完成図書の概要は次のとおりとする。なお、各項目の編成順序は問わない。

- ① 操作運用等マニュアル
- ② 運用支援・障害対応の担当者、連絡先等を記載した体制図
- ③ 構築したシステムの説明書
- ④ 導入品仕様一覧（機器のカタログ等含む）
- ⑤ システム構成図、ラックマウント図
- ⑥ 施工前後の写真
- ⑦ 配線等がわかる図面
- ⑧ 産業廃棄物処理に関する報告（該当がある場合のみ）
- ⑨ その他受託者が必要と判断したもの又は本市より指示のあったもの

4. その他

- (1) 納入後1年間について、トラブル発生時には迅速に対応し、回復に努めること。ハードウェア又はソフトウェアに障害が発生した場合においては、連絡可能な窓口を設け、本市と日程調整のうえ、復旧作業を行うこと。
- (2) 本業務の履行にあたり必要となる受託者の人件費、打ち合わせ等の出張旅費、資料等の作成費、電話等の通信費、郵送料等については、全て提案金額に含むものとする。
- (3) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上決定する。
- (4) 本業務では運用可能な状態で機器及びシステムを納入することとし、購入年度以降に定常的な費用が生じないようにすること。

【参考】議場議席配置図

